

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び甲賀広域行政組合財務規則（平成 17 年甲賀広域行政組合規則第 9 号）第 109 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和 8 年 4 月 23 日

甲賀広域行政組合

管理者 松浦 加代子

1. 入札執行者

甲賀広域行政組合 管理者 松浦 加代子

2. 競争入札に付する事項

(1) 工事番号

令和 8 年度 工一第 1 号

(2) 工事名

甲賀広域行政組合消防本部庁舎棟空調設備等改修工事

(3) 工事場所

甲賀広域行政組合消防本部・水口消防署

滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地

(4) 工事概要

甲賀広域行政組合消防本部庁舎棟空調設備等改修工事 一式

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 25 日まで

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 令和 8 年度の甲賀広域行政組合建設工事登録者名簿に登録された者であること。
- (2) 建設業法(昭和 24 年法第 100 号)第 3 条の規定による管工事に係る特定建設業の許可を有する者
- (3) 管内に所在地がある者で、建設業法第 27 条の 23 に規定する最新の経営事項審査において、管工事の総合評定値(P)が 800 点以上であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

- ア. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分がない者
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ア. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ. 契約締結又は契約の履行に当たり、（ア）から（カ）までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (10) 次の（ア）から（オ）の要件に該当する者でないこと。
- ア. 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者

イ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(11) 公告から入札時までの期間において甲賀市又は湖南市から指名停止措置を受けていない者であること。

(12) 入札に参加しようとする者の間に資本、人事面の関連がない者であること。

4. 入札参加資格確認申請書等に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請書類は、次のとおりとする。

ア. 一般競争入札参加願（様式第1号）

イ. 申請日において有効な特定建設業の許可の写し

ウ. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの）

(2) 入札参加資格確認申請

ア. 提出部数

提出部数は2部とする。（正本1部、副本1部 副本は正本の写しで可）正副2部に受付番号を付し、そのうち1部を申請者に返却する。

イ. 申請書等様式

甲賀広域行政組合ホームページからダウンロードすること。

<https://www.koka-koiki.jp/>

ウ. 書類提出先（申請窓口）

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地（消防本部4階）

甲賀広域行政組合 総務課 財政係

TEL:0748-62-0056

FAX:0748-63-0886

エ. 提出期日

公告日から令和8年5月20日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

オ. 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

カ. 提出方法

持参するものとする。

キ. その他

(ア) 申請書等はクリップ止めとすること。

(イ) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。

(ウ) 提出された書類は、返却しない。なお、提出書類は、本工事に係る手続き以外の目的に使用しないものとする。

(3) 入札参加資格の確認結果の通知

ア. 確認

甲賀広域行政組合一般競争入札執行要領（平成17年甲賀広域行政組合告示第5号）第2条に定める委員会による審議を経て、その適否は管理者が決定する。

イ. 結果通知

令和8年6月29日（月）付けにて入札参加資格確認通知書により通知する。確認の結果、不適格者とみなされた者には、理由を付して通知する。

5. 現場説明及び発注仕様書等について

(1) 現場説明

現場説明は行わない。

(2) 発注仕様書等の閲覧

ア. 期間

公告日から令和8年5月20日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

※閲覧希望者は閲覧希望日の前日までに連絡すること。

イ. 時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

ウ. 提出

設計図書等閲覧・交付申請書（様式第3号）を持参すること。

エ. 場所

甲賀広域行政組合 総務課 財政係（消防本部4階）

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6218番地

TEL：0748-62-0056

FAX：0748-63-0886

(3) 発注仕様書等の交付

ア. 期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月31日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
※交付は入札参加資格を有する者に限る。

イ. 交付方法

本組合の用意した電子データ（CD-R）等を下記場所にて交付する。
※許可なく複写、加工及び目的外使用してはならないものとする。

ウ. 時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ. 提出

設計図書等閲覧・交付申請書（様式第3号）を持参すること。

オ. 場所

甲賀広域行政組合 総務課 財政係（消防本部4階）
〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地
TEL：0748-62-0056
FAX：0748-63-0886

（4）発注仕様書等への質問

発注仕様書等に関する質問は、設計図書等に対する質問書（様式第4号）に記入し、FAX
で提出すること。

ア. 期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月14日（火）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
※質問がない場合でも、その旨を記入の上、提出すること。

イ. 提出先

甲賀広域行政組合 総務課 財政係（消防本部4階）
〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地
TEL：0748-62-0056
FAX：0748-63-0886

ウ. 回答

令和8年7月21日（火）
なお、回答については、取りまとめた後、統一回答書として資格者全員にFAXにて
回答する。

6. 入札に関する事項

（1）入札日時

令和8年8月3日（月）午後1時30分から

（2）入札場所

甲賀広域行政組合 消防本部 3階 作戦室
〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地

※交付した電子データ（CD-R）等を入札日に持参し、返却すること。

(3) 最低制限価格

設けない

(4) 予定価格

公表なし

7. 保証金

(1) 入札保証金

免除する。ただし、契約担当者が必要と認めるときはこの限りでない。

(2) 契約保証金

入札遵守事項による。

8. 前金払、中間前金払及び部分払

(1) 令和8年 前金払、中間前金払・部分払 可

(2) 令和9年 前金払、中間前金払・部分払 可

9. 落札者の決定方法

最低の価格で入札を行った者

10. 郵便入札

取り扱わない

11. 議会の議決の要否

要（甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。）

12. 遵守事項

入札遵守事項のとおりとする。

13. 事務取扱

詳細不明の点については、甲賀広域行政組合 総務課 財政係 に照会すること。

甲賀広域行政組合 総務課 財政係（消防本部4階）

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地

TEL : 0748-62-0056

FAX : 0748-63-0886

E-mail : kanri@koka-koiki.jp